

秋 田 県

土木工事共通仕様書

令和3年10月1日以降適用

仕 様 書

第13編 ほ場整備編

赤字：秋田県独自項目

青字：今回改訂部分

(R3.10.1改訂)

— 表紙 (裏) 空欄 —

目 次

第13編 ほ場整備編	1
第1章 ほ場整備工	1
第1節 適用	1
1-1-1 ■適用	1
第2節 一般事項	1
1-2-1 ■適用すべき諸基準	1
1-2-2 ■一般事項	1
1-2-3 ■材料	2
第3節 整地工	2
1-3-1 ■整地工	2
1-3-2 ■整形仕上げ工	3
1-3-3 ■支線道路工	3
1-3-4 ■進入路工	4
1-3-5 ■その他の道路	4
1-3-6 ■暗渠排水工	4
1-3-7 付帯工	4
1-3-8 ■植生工	4
1-3-9 ■作業残土処理工	5
1-3-10 ■構造物取壊し工	5
第4節 用水路工（開水路）	5
1-4-1 ■作業土工	5
1-4-2 ■整形仕上げ工	5
1-4-3 ■植生工	5
1-4-4 ■用水路工	5
1-4-5 取水工	6
1-4-6 ■付帯工	6
第5節 用水路工（管水路）	6
1-5-1 ■管水路工	6
第6節 排水路工	6
1-6-1 ■作業土工	6
1-6-2 ■整形仕上げ工	6
1-6-3 ■植生工	6
1-6-4 ■排水路工	6
1-6-5 ■付帯工	7
第7節 道路工	7
1-7-1 ■掘削工	7
1-7-2 ■盛土工	7
1-7-3 ■路体盛土工	7

1-7-4 ■路床盛土工	7
1-7-5 ■整形仕上げ工	7
1-7-6 ■植生工	7
1-7-7 ■吹付工	7
1-7-8 ■舗装準備工	7
1-7-9 ■アスファルト舗装工	7
1-7-10 ■コンクリート舗装工	7
1-7-11 砂利舗装工	7

第13編 ほ場整備編

第1章 ほ場整備工

第1節 適用

1-1-1 ■適用

本章は、ほ場整備工事の整地工、水路工及び道路工その他これに類する工種について適用するものとする。

本章に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編及び第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 一般事項

1-2-1 ■適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

- (1) 土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（水田）」農林水産省農村振興局
- (2) 土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」農林水産省農村振興局
- (3) 土地改良事業計画設計基準・計画「暗渠排水」農林水産省農村振興局
- (4) コンクリート標準示方書 (公社) 土木学会

その他参考とすべき土地改良事業計画設計基準等は以下のとおりである。

計画「農地開発（開畑）」、計画「水温・水質」、計画「農地保全」、設計「土層改良」、計画指針「農村環境整備」「追補版」

1-2-2 ■一般事項

1. 事前準備

- (1) ほ場整備工事は、受益者と利害関係が多いので、受注者は、関係機関と綿密な連絡調整を取り、監督職員と協議を行った後に施工にあたらなければならない。
- (2) 受注者は、ほ場整備工の施工に先立ち、極力地区外の排水を遮断し、地区内への流入を防ぐとともに、施工に当たり、なるべく地区内の地表水及び地下水を排除した状態にするものとする。
なお、工事中に停滞水が生じたときは、速やかに排除しなければならない。

2. 施工順序

- (1) 受注者は、**施工順序の決定にあたり**雑物除去、仮設工（仮設道路、仮用排水路、旧水路撤去、旧道路撤去）、整地工、道路工（法面整形、不陸整正、路盤工）及び用排水路工（幹支線及び小用排水・宅地排水）について、共通仕様書、設計図書にある指示事項を考慮しながら検討し、現場に適した施工方法を樹立しなければならない。
- (2) 整地工における作業工程は、以下の工程を標準とする。

- 1) 表土扱いがある場合
表土剥ぎ取り → 基盤切盛 → 畦畔築立 → 基盤整地
→ 表土戻し → 表土整地
- 2) 表土扱いがない場合
表土切盛 → 畦畔築立 → 表土整地

3. 石礫等の処理

- (1) 受注者は、ほ場面に露出している石礫の処理について、次により行うものとし、やむを得ず地区外に処理しなければならないときは、監督職員の承諾を得るものとする。
 - 1) パイプライン工事のある区域は、パイプ布設位置を避けて埋設しなければならない。
 - 2) 暗渠排水工事のある区域は、工事に支障のない深さに埋設しなければならない。
 - 3) その他の区域にあつては、耕作に支障のない深さに埋設しなければならない。
- (2) 受注者は、地区内の根株等をすべて適正に処理しなければならない。
ただし、設計図書及び監督職員が指示した場合は、その指示に従うものとする。

4. 旧排水路等の処理

受注者は、旧水路等の埋立てに当たり、必ず排水処理を行い、乾燥を行った上で埋立てしなければならない。

なお、計画以外の場所で排水及び湧水処理を行う必要が生じた場合、監督職員と協議するものとする。

5. 任意仮設

工事の仮設は、設計図書に示す場合を除き、全て任意仮設とするが、重要と思われる施設や第三者に影響を及ぼす恐れのある仮設については、施工計画書にその内容を記載して提出するものとする。

1-2-3 ■材料

材料は、第17編1-2-3 ■材料及び第2編材料編の規定によるものとする。

第3節 整地工

1-3-1 ■整地工

1. 表土剥ぎ取り

- (1) 受注者は、表土剥ぎ取りに当たり、所定の表土厚が確保できるか判断するために、現況表土の厚さを確認し、監督員に報告するものとする。
- (2) 受注者は、表土剥ぎ取りの施工に当たり、雑物等が混入しないよう注意しなければならない。
- (3) 受注者は、表土の基盤への混入や散逸を防止し、集積した表土が降雨等により流亡しないよう留意しなければならない。
- (4) 受注者は、表土剥ぎ取りの施工に際して、表土の過度のこね廻しによる損

失を避けなければならない。

- (5) 受注者は、表土扱いのない耕区で、所定の表土厚が確保できないと判断される場合には、監督職員に報告し指示を受けなければならない。

2. 基盤造成

- (1) 基盤造成は、原則として地区内流用土により行うものとし、地区外流用土がある場合は、設計図書によるものとする。
- (2) 受注者は、施工機械の走行により部分的な過転圧とならないように施工しなければならない。
- (3) 受注者は、基盤造成の施工に当たり、常に良好な排水状態を維持しなければならない。
- (4) 受注者は、盛土高さの大きい箇所又は水路埋立て箇所など沈下が予想される箇所について、沈下が生じないよう、十分な施工をしなければならない。

3. 畦畔築立

- (1) 受注者は、畦畔の施工に際し、設計図書に示す計画耕区の境界線に合致するよう畦畔を設け、締固めを行い規定の断面に仕上げなければならない。
- (2) 畦畔用土は、原則として基盤土を流用するものとするが、土質が畦畔法面の維持や遮水性に支障があると判断される場合は、監督職員に報告し指示を受けなければならない。

4. 基盤整地

- (1) 受注者は、基盤整地に当たり、耕作に支障のない均平度を保つよう仕上げなければならない。
- (2) 受注者は、基盤整地仕上げ完了後、監督職員の確認を受けなければならない。

5. 表土整地

- (1) 受注者は、表土戻しに当たり、表土に基盤土が混入しないよう注意して施工しなければならない。
- (2) 受注者は、表土整地に当たり、耕作に支障のないよう設計図書に示す表土厚さを確保し、所定の均平度を保つよう仕上げなければならない。

1-3-2 ■整形仕上げ工

整形仕上げの施工については、第1編1-2-3-5法面整形工の規定によるものとする。

1-3-3 ■支線道路工

1. 受注者は、道路用土について、原則として基盤土を流用するものとする。
ただし、土質の状態により基盤土の流用が不相当と認められる場合には、監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、道路盛土について、排水を考慮し泥濘化の防止に努めなければならない。
3. 受注者は、路面仕上げにあたっては、停滞水のないような横断勾配を付けなければならない。
4. 受注者は、敷砂利の施工にあたっては、敷厚が均等になるようにしなければならない。

ない。

1-3-4 ■進入路工

1. 受注者は、**進入路**については、耕作に支障のないよう**道路及び水路に馴染みよく**設置しなければならない。
2. 進入路用土は、原則として基盤土を流用するものとする。

1-3-5 ■その他の道路

アスファルト舗装を計画する道路や路床の置き換えが必要な道路については、本章第7節道路工によらなければならない。

1-3-6 ■暗渠排水工

1. 掘削及び配管順序

- (1) 受注者は、掘削に当たり、**現況田面**の高低及び地耐力を考慮し、設計図書に示す深さ、勾配になるよう施工しなければならない。
- (2) 受注者は、**掘削及び配管に際し**、集水渠、吸水渠の順に下流から上流に向かって施工し、各連結部を円滑に接合しなければならない。ただし、自動埋設機械を使用する場合の埋設方向はこの限りではない。
また、溝底部が凹凸、蛇行のないよう施工しなければならない。
- (3) 受注者は、溝底部が軟弱で泥水がたまっている中に管を埋設する場合には、監督職員と協議のうえ**暗渠排水の効果を阻害しないよう措置を講じるものとする。**
- (4) 集水渠は、**接着剤を使用して接合し、接合状況を確認した後に布設しなければならない。ただし、管排水路の場合は、この限りではない。**
- (5) 集水渠の勾配は、**可能な限り急勾配にしてもよいものとする。**

2. 被覆材

受注者は、被覆材について、圧密後の状態で設計図書に示す厚さを確保し、かつ管体を十分被覆するよう施工しなければならない。

3. 泥水流入の防止

受注者は、管の上流端について、キャップを用い土砂の流入を防がなければならない。また、布設作業を一時中断するような場合、管に栓をして泥水の流入を防がなければならない。

4. 埋戻し

(1) 一次埋戻し

受注者は、管及び被覆材を施工した後は、その浮上又は移動を防止するため、**押さえ土を行わなければならない。**

(2) 二次埋戻し

受注者は、埋戻し土の乾燥状況に十分留意して施工しなければならない。

1-3-7 付帯工

用水取水管及び田面排水口については、設計図書に基づき設置しなければならない。

1-3-8 ■植生工

植生工の施工については、**第3編3-2-1 4-2 ■植生工**の規定によるものとする。

1-3-9 ■作業残土処理工

1. 作業残土処理工の施工については、第1編1-2-3-7 残土処理工の規定によるものとする。又、第1編1-1-1-21 ■建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。
2. 受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、実測困難な場合等には、これに代わる資料を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。
3. 受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土を処分する場合、処分方法等について監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、建設発生土の受入れ地での施工条件について、設計図書によらなければならない。なお、設計図書に示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。

1-3-10 ■構造物取壊し工

構造物取壊し工の施工については、第3編3-2-9-3 構造物取壊し工及び第1編1-1-1-21 ■建設副産物の規定によるものとする。

第4節 用水路工（開水路）**1-4-1 ■作業土工**

作業土工の施工については、第3編3-2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

1-4-2 ■整形仕上げ工

整形仕上げ工の施工については、第1編1-2-3-5 法面整形工の規定によるものとする。

1-4-3 ■植生工

植生工の施工については、第3編3-2-14-2 ■植生工の規定によるものとする。

1-4-4 ■用水路工

1. 受注者は、用水路の施工に当たり、田面標高等の変更による手戻りがないう留意して施工しなければならない。
2. 受注者は、用水路の溝畔について、漏水を起こすような石礫、雑物を取り除き、十分に締固め規定の断面に仕上げなければならない。
3. 受注者は、鉄筋コンクリート二次製品の運搬作業における取り扱いを吊金具又は支点付近で支える2点支持で行うとともに、衝撃を与えないように注意しなければならない。
4. 受注者は、鉄筋コンクリート二次製品を保管する場合は、積重ね段数を5段積みまでとし、損傷のないよう緩衝材を用いて、適切な保護を行わなければならない。
5. 受注者は、鉄筋コンクリート二次製品の接合作業において、モルタル（セメント1：砂2）又はジョイント材により、漏水のないよう十分注意して施工しなければならない。

6. 受注者は、モルタル継目の施工において、鉄筋コンクリート二次製品据付後継目を十分清掃してから行うものとし、施工後、振動、衝撃を与えてはならない。
7. 受注者は、鉄筋コンクリート二次製品の水路底の高さを**基礎又は均し砂**により調整し、凹凸がなく仕上がりが滑かで外観を損じないように施工しなければならない。

1-4-5 取水工

取水口及び分水施設は、設計図書に示す**配置**、構造で設置するものとする。

なお、現地に適合しない場合は、監督職員と協議するものとする。

1-4-6 ■付帯工

柵、管渠、呑口、吐口の施工に当たっては、本章**第4節** 1-4-4 ■用水路工の規定により設計図書に示す**配置**、構造で設置するものとする。

なお、現地に適合しない場合は、監督職員と協議するものとする。

第5節 用水路工（管水路）

1-5-1 ■管水路工

管水路工の施工については、**第17編土地改良管水路編**の規定によるものとする。

第6節 排水路工

1-6-1 ■作業土工

作業土工の施工については、**第3編3-2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）**の規定によるものとする。

1-6-2 ■整形仕上げ工

整形仕上げ工の施工については、**第1編1-2-4-5 法面整形工**の規定によるものとする。

1-6-3 ■植生工

植生工の施工については、**第3編3-2-14-2 ■植生工**の規定によるものとする。

1-6-4 ■排水路工

1. 受注者は、排水路の施工に当たり、**田面標高等**の変更による手戻りがないよう留意して施工しなければならない。
2. 受注者は、排水路の溝畔について、漏水を起こすような石礫、雑物を取り除き、十分に締固め規定の断面に仕上げなければならない。
3. 受注者は、鉄筋コンクリート二次製品の運搬作業における取り扱いを吊金具又は支点付近で支える2点支持で行うとともに、衝撃を与えないように注意しなければならない。
4. 受注者は、鉄筋コンクリート二次製品を**保管する場合は**、積重ね段数を5段積みまでとし、損傷のないよう緩衝材を用いて、適切な保護を行わなければならない。
5. 受注者は、鉄筋コンクリート二次製品の水路底の高さを**基礎又は均し砂**により調整し、凹凸がなく仕上がりが滑か**になるよう**施工しなければならない。
6. 受注者は、計画線に対して出入り、よじれのないよう設計図書に示す高さに正しく設置しなければならない。

7. 受注者は、柵板を損傷のないよう丁寧に取り扱い、設置に際しては、特に表裏を間違わないようにしなければならない。

1-6-5 ■付帯工

付帯工の施工については、本章第4節1-4-6 ■付帯工の規定によるものとする。

第7節 道路工

1-7-1 ■掘削工

掘削工の施工については、第1編1-2-3-2 掘削工の規定によるものとする。

1-7-2 ■盛土工

盛土工の施工については、第1編1-2-3-3 盛土工の規定によるものとする。

1-7-3 ■路体盛土工

路体盛土工の施工については、第1編1-2-4-3 ■路体盛土工の規定によるものとする。

1-7-4 ■路床盛土工

路床盛土工の施工については、第1編1-2-4-4 ■路床盛土工の規定によるものとする。

1-7-5 ■整形仕上げ工

整形仕上げの施工については、第1編1-2-4-5 法面整形工の規定によるものとする。

1-7-6 ■植生工

植生工の施工については、第3編3-2-1 4-2 ■植生工の規定によるものとする。

1-7-7 ■吹付工

吹付工の施工については、第3編3-2-1 4-3 吹付工の規定によるものとする。

1-7-8 ■舗装準備工

舗装準備工の施工については、第3編3-2-6-5 舗装準備工の規定によるものとする。

1-7-9 ■アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第14編第1章第12節舗装工の規定によるものとする。

1-7-10 ■コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、第14編第1章第12節舗装工の規定によるものとする。

1-7-11 砂利舗装工

砂利舗装工の施工については、第16編1-16-6 砂利舗装工の規定によるものとする。